

①開 会

<教 育 長>

それでは、ただいまから、令和7年山形県教育委員会7月定例会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長>

会議録署名委員に、工藤委員と丹治委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<教 育 長>

議事に先立ち、報告があります。

(1)「県立高校県外生受入れ推進事業の進捗状況について」、高校教育課 高校未来創造室長より報告願います。

<高校未来創造室長>

「高校見学バスツアー」含む、県立高校への県外生受入推進事業について報告します。2025年やまがた留学高校見学バスツアーのチラシを御覧ください。

本県への進学に関心のある県外の中学生在が、本県高校の特色を知り、進学後のイメージを強めることを目的として、県外生受入れを実施している県立高校や周辺地域の自然・文化・食を巡る1泊2日のバスツアーを今年度も実施します。

チラシの下段を御覧ください。7月末から8月上旬にかけて置賜コースが1コース、村山・最上コースが2コース、庄内コースが2コースの合計5コースを設けて実施を予定しております。

チラシの裏面を御覧ください。上段に記載しているものが各コースの行程表となっており、各校の学校説明会や周辺の観光施設を巡るツアー内容となっております。

中段左側の募集要項を御覧ください。参加に係る費用は県が全額負担します。参加対象者は県外の中学1年生から3年生とその保護者等です。また、参加者に対して、山形県内の集合・解散場所までの交通費の補助を行っております。

このチラシを活用して委託業者による営業活動のほか、「山形県立高等学校ポータルサイト」への掲載、また、首都圏への都道府県記者クラブを対象としたプレスリリース、各都道府県教育委員会への周知など、多様なPRを行ってきました。その結果、7月25日の締切り時点で、

コース合計で定員の 29 組 60 名から申込みを受けております。中には申込み締切り前に定員に達したコースなどもあり、好評を得ているところです。現在もキャンセル待ちが 6 組控えている状況です。

各高校及び地元自治体等との連携のもと、満足度の高いツアーを実施し、県立高校の志願者増加につなげていきたいと考えております。バスツアーについては以上です。

続きましてお手元のパンフレットを御覧ください。

昨年度に引き続き、県外からの志願者受入情報や県の魅力等をまとめたパンフレットを作成しました。今年度新たに県外生受入校となりました長井工業高校を追加しております。

このパンフレットは県外の中学生及びその保護者が本県の県立高校に興味を持ち、進学先として検討してもらうきっかけとするために、本県の観光資源等を含めた概要、県立高校の学びの特長、受入対象校の特色や魅力等をまとめ、効果的に情報発信するものとして作成したものです。

県の総合的なパンフレットを作ることで、県外生受入れが個々の学校の取組みにとどまらず、県全体で推進し、学校、地域が協力して県外生を歓迎し、さらに応援している姿勢を示すことになると考えております。

このパンフレットは、県外生受入れ校及び地元自治体において志願者募集に活用するほか、県の東京事務所など県外の関係施設、県外でのイベント等で配布しております。また、県のホームページ、県立高校ポータルサイトにも掲載し、周知を図っております。

以上、どうぞよろしく申し上げます。

<教 育 長> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<和 田 委 員> バスツアーへの参加申込みが定員に至ったことはとても良いことと思います。県外生の住まいについては、各県立高校所在地の自治体に一任する形になるのでしょうか。

<高校未来創造室長> 県外からの志願者を受け入れる高校の条件として、宿泊地の整備も地元自治体と協力して準備することになっておりますので、各自治体で県外生を受け入れるための宿泊施設等を準備してもらっている状況です。

<小 関 委 員> どのような地域からの申込みがあったのでしょうか。

<高校未来創造室長> 東京都、神奈川県、埼玉県を中心とする首都圏が多い状況です。関東圏では群馬県、茨城県からも数名の申込みがありました。また、関東圏以外では静岡県、愛知県、広島県からの申込みもありました。

<手 塚 委 員> 昨年度の参加者の実績及びその後入学につながったなどの事例はあるのでしょうか。

- <高校未来創造室長> 昨年度は19組38名の方に来県いただきました。中学3年生は9名でしたが、その9名の中から本県を志願した生徒はおりませんでした。中学1、2年生の段階でこのバスツアーに参加し、将来的に山形で学びたいという気持ちを固めていく生徒が多いようで、昨年度参加いただいた3組が今年度も申し込んでいる状況です。このようなことから、このバスツアーは中学1、2年生をターゲットとしていくことが重要であると考えており、今年度は少しでも多くの志願者につながればと思っております。
- <丹 治 委 員> 親の心情としては入学後の生活がとても気になると思われます。これだけ多くの方が申し込んでくれているので、学校の見学だけで終わらせず、学校に入ってから生活をイメージしやすくする取組みも重要と思います。遊佐高校では、自治体が総出で生徒を迎え入れ、寮生活をサポートするという取組みを実施しておりました。生活の部分もより手厚くサポートし、それを周知することが、その後の入学につながるものと思います。
- <高校未来創造室長> バスツアーの中でも、学校から宿泊施設までの道を案内したり、宿泊施設の紹介をしたりしております。また、学校によっては県外生徒の寮生活の状況を伝えるなど、工夫しているところもあります。委員からありましたように、やはり親御さんが最も心配なのは生活拠点だと思いますので、その点もイメージできるよう、今後工夫していきたいと思っております。
- <工 藤 委 員> パンフレットの中にある「わたしが『やまがた』の高校を選んだ理由」というところで、例えば、父母のルーツや祖父母が住んでいるなど、山形と何かしらのつながりがあるように見受けられます。参加者に対して、参加してみようと思った理由などのアンケートは行っているのでしょうか。
- <高校未来創造室長> アンケートは行っており、なぜ山形県に来ようと思ったのかについてはお聞きしますが、ルーツがあるかという項目は今のところ準備していない状況です。
- <工 藤 委 員> 地域の中に知り合いがいない状況とちょっと気にかけてくれる方がいるのでは、生徒が生活する上で大きく異なるものと思われまので、この取組みを単なるレクリエーションで終わらせず、バスツアー参加後のフォローも丁寧に行っていただくと良いと感じました。
- <教 育 長> パンフレットの裏側に記載がありますが、親戚がいない場合は世話人を決めて、気にかけてくれる、声をかけてくれる人が必ずいるようにしております。世話人については、受入れ自治体にお願いして紹介してもらっている状況となっております。

<教 育 長>

ほかになければ、次に（２）「令和８年度震災による福島県等からの山形県立高等学校への受検に係る実施要項について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

終了後報告２－１、令和８年度震災による福島県等からの山形県立高等学校への受検に係る実施要項を御覧ください。

「１ 目的」（１）では、震災の影響により、本県の小学校あるいは中学校等に入学又は転学した者が、令和８年度山形県公立高等学校入学選抜において県立高等学校を受検しようとする際に、円滑かつ公正な受検に資するものとして行っていることを記載しております。

「１ 目的」（２）では、本実施要項において対象となる者を記載しております。

「３ 入学選抜に係る措置」を御覧ください。

（１）について、令和８年度入学選抜において対象者が受検する県立高等学校にあつては、あらかじめ１学級当たりの上限を４５名以内に定め、定員を超える合格者を認定できるものとしております。この件に関して、平成２４年度から令和７年度までの入学選抜においては、震災の影響により、本県県立高校を受検する受検者がいる場合、３（１）に示すとおり、合格者を増やすことができるものとして対応してきました。この方法により、令和５年度の入学選抜では７校、令和６年度の入学選抜では３校、令和７年度の入学選抜では２校において入学定員を超えて合格者を出しております。

令和５年５月１日時点の調査では、震災の影響により本県内の中学校に在籍している被災地域の生徒が約１３０名いることから、令和８年度の入学選抜においても、これまで同様の対応を図っていくこととしました。

以上、御報告申し上げます。

<教 育 長>

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<教 育 長>

なければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<教 育 長>

議第１号「山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」、教職員課長より説明願います。

<教 職 員 課 長>

この度の規則改正に関する提案は、公立学校職員における介護休暇及び介護時間の取得要件の拡大等に伴い、その規定を整備するため提案するものです。

改正する規則は２つあり、第１条の山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正については、時間単位の介護休

暇及び介護時間について、勤務時間のはじめ、または終わりに限り取得可能とする取扱いを廃止して、より柔軟な休暇取得を可能とするものです。これに関連して申請書の様式も見直しております。

併せて、先の令和7年6月定例教育委員会において意見聴取の上、御同意いただいた山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正により、3歳に満たない子を養育する職員に対して仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供や個別の意向確認、意向配慮等の措置が任命権者に義務付けられたところですが、当該措置を講じる期間について、対象を、職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間と定めるものです。

次に、第2条の市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部改正については、当該規則が第1条の山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の規定を準用していることから県立学校の職員の規則改正に伴い、読み替え規定を整備するものです。

施行期日は令和7年10月1日としており、本県知事部局等の職員に適用される人事委員会規則も同日に施行されるところです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第2号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、教職員課 管理主幹より説明願います。

<管 理 主 幹> 議2-1を御覧ください。

まず、改正の理由は、令和8年度の県立高等学校再編整備計画に伴う学校再編を行うため、規定の整備を図るものです。

主な改正内容としては、①新庄北高等学校と新庄南高等学校の統合により新庄志誠館高等学校を新設し、全日制普通科120名、理数探究科40名、国際探究科40名、定時制普通科40名の募集とします。

②新庄北高等学校最上校を新庄志誠館高等学校最上校とします。

③新庄南高等学校金山校を新庄神室産業高等学校金山校とします。

議2-2を御覧ください。米沢鶴城高等学校定時制の課程における入学定員の夜40名を午前40名とします。

置賜農業高等学校全日制の課程における生物生産科、園芸福祉科、食料環境科の学科名及び募集停止の表記を削除します。

施行期日は令和8年4月1日を予定しております。なお、具体的な改

正箇所については、議2-4及び議2-5新旧対照表のとおりです。
以上、よろしく申し上げます。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<小 関 委 員> 新庄志誠館高等学校の場合で言うと、普通科、理数探究科、国際探究科があり、普通科の中で文系と理系に分かれています。理系を目指す人は最初から理系でまとめた方がよいのか、それとも、普通科から理系に進んだ方がよいのかということについて、他県の教育委員の方との間で話題になりましたが、本県の場合はどのようなになっているのでしょうか。

<教 育 長> 本県の場合は、理数探究科と国際探究科を募集の段階でひとくくりにして募集しています。高校1年生の段階では理数にいくか、国際にいくかわからず、1年生で自分の進路を決める1年としております。同じように普通科も2年生で文系と理系に分かれるので、文系、理系の選択については1年間考える時間がある仕組みになっております。

また、普通科と探究科がどのように違うのかがわかりにくいということもありますが、例えば理数科と普通科で言えば、理数科でやる数学は「理数数学」、普通科でやる数学は「数学Ⅰ・Ⅱ」と科目名が違い、扱う分野や進度が異なります。また、英語についても、国際探究科でやる英語はディベートやディスカッションなど、普通科でやる英語とは異なっております。同じ科目でも、探究科ではより高度かつ深い学びとなっております。そこが普通科と探究科の違いとなっております。

普通科と探究科はカリキュラムの構成上、相互の移動はできませんが、普通科であれば、文系と理系の選択ができる制度となっております。

<教 育 長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第3号「令和8年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について」、高校教育課長 及び 特別支援教育課長より説明願います。

<高校教育課長> 議3-1を御覧ください。

提案理由としては、令和8年度における山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者の募集を行う必要があるため提案するものです。

議3-2を御覧ください。

昨年度からの変更点について御説明申し上げます。入学者の募集については全日制の課程において下から2行目にあります新庄北高等学校

普通科 160 名及び新庄南高等学校普通科 80 名が募集停止となり、新庄志誠館高等学校普通科 120 名、探究科 80 名の計 200 名が新たに募集開始となります。このことにより、40 名の定員減となります。

新庄北高等学校最上校及び新庄南高等学校金山校は、所属校の変更により、新庄志誠館高等学校最上校普通科 40 名、新庄神室産業高等学校金山校普通科 40 名が募集開始となります。

定時制の課程については、新庄北高等学校普通科が募集停止となり、新庄志誠館高等学校普通科 40 名が募集開始となります。

議 3 - 3 を御覧ください。上から 3 行目米沢鶴城高等学校総合学科については、夜間定時制から午前の昼間定時制に変更となります。募集人員は 40 名で変更はありません。

これにより、県立高等学校の入学定員を前年度より 40 名減の全日制 6,240 名、定時制 280 名、合計 6,520 名とします。山形市立商業高等学校を加えた令和 8 年度の本県公立高等学校の入学定員は、前年度より 40 名減の全日制的課程 6,520 名、定時制の課程 280 名、合計で 6,800 名とします。

なお、東桜学館高等学校については、定員の 200 名に併設型中学校からの入学者数を含むものとしております。

<特別支援教育課長>

議 3 - 4 を御覧ください。山形県立特別支援学校の高等部については昨年度から変更点はございません。

以上、よろしく申し上げます。

<教 育 長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、議第 3 号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長>

次の議第 4 号及び議第 5 号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第 4 号及び議第 5 号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<教 育 長>

以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。